

食中毒の発生について

令和2年7月8日（水）

1 事件の概要

令和2年7月6日（月）14時30分頃、臼杵市内の福祉施設から大分県中部保健所に「当施設で調製したスポーツドリンクを喫食した施設利用者が嘔吐・嘔気症状を呈している」旨の届出があり、同保健所は直ちに調査を開始した。調査の結果、施設が調製した自家製イオンドリンクから銅が検出されたため、銅による食中毒と断定した。

2 患者等の状況

- (1) 摂食年月日：令和2年7月6日（月） 午前10時20分頃
(2) 初発日時：令和2年7月6日（月） 午前11時30分頃
(3) 摂食者数：13名
(4) 患者数：1グループ 13名（77歳～96歳）

	～30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	合計
男	0	0	0	0	1	1	0	2
女	0	0	0	0	1	7	3	11
計	0	0	0	0	2	8	3	13

※13名が施設医師の手当てを受け、重症・入院者なし（現在症状はほぼ回復している）

- (5) 主な症状：吐き気、嘔吐、下痢

3 原因施設：高齢者福祉施設

4 原因食品：7月6日（月）に提供した自家製イオンドリンク

5 病因物質：銅

（ドリンク（残品）から200 mg/Lの銅を検出、使用したやかんからも微量検出）
検査機関：大分県衛生環境研究センター

6 措置

中部保健所は施設に対して以下の事項を指導

- 指導事項：イオンドリンク作成マニュアルの掲示及び施設職員への周知を徹底すること
取り扱う食品の表示及び注意事項を確認すること
酸性の飲料を金属製の容器に保管しないこと

△本件の報道にあたっては、銅による食中毒を防止するために、以下の点について注意喚起願います。

○水筒、やかんなど金属製の容器に酸性の飲み物を入れると、金属が溶出することがあります。

- ・ 食品が接触する容器の内部にサビや傷がないか、よく確認すること
 - ・ 水垢や黒ずみの付着は落とすこと
 - ・ 食品が接触する容器は定期的に交換すること
 - ・ 酸性の飲物を長時間金属製の容器に保管しないこと
- ⇒酸性の飲料・・・主に炭酸飲料や乳酸菌飲料、果汁飲料、スポーツ飲料等
（炭酸、乳酸、ビタミンC、クエン酸等を多く含む飲み物）

【問い合わせ先】

食品・生活衛生課 食品衛生班 榎山、大隈、林
電話 097-506-3050/3051/3058
E-mail a13910@pref.oita.lg.jp